

第5回寒川文書館運営審議会 会議録

平成21年7月3日(金)午後1時

寒川総合図書館 3階 会議室

出席委員 海老根、木村、小川、野村、阿諏訪、政田

事務局 小俣館長、高木

傍聴者 なし

1 開会（小俣館長）

2 委嘱状交付

出席委員一人ひとりに、町長から委嘱状が手渡された。

3 町長あいさつ

公文書管理法の成立と、それに向けての寒川町の対応について言及した。

4 委員自己紹介

5 運営審議会規則の説明

規則の条文に従い、審議会の仕事の範囲、役職とその選出方法などについて説明があった。

6 正副会長の互選

会長・木村委員、副会長・小川委員の留任を推す意見があり、本人もこれを了承した。

7 議題

(1)平成20年度寒川文書館事業結果報告について

本年9月に発行予定の『寒川文書館年報』第2号の原稿を配布し、要点を報告した。これに対し、次のような質疑があった。

○視察で来館した方々のうち、特徴的な事例があれば教えてほしい。

▶八王子市は市史編さん事業をこれから立ち上げるにあたって、将来の資料保存活用まで視野に入れた計画を練っている。そのため、編さん審議会委員全員で来館した。また岡山県総社市は、有志職員による文書管理委員会が組織され、全国の文書管理の現場を手分けして視察している。その一環で2名が来館した。

- 「資料の公開許諾」という概念がわかりにくいので、説明を加えてほしい。
 - ▶資料の実物は文書館へ動かさず、寄贈も寄託もしないが、町史編さん時に撮影したマイクロフィルムの画像の公開について許可をいただくこと。先祖代々大切に保存してきた資料なので手元に置いておきたいという場合、町外の資料なので現地保存の観点から寒川に移送することができない場合、などのケースがある。

- よその市町村へ視察したところ、案内する市職員が郷土の歴史について詳しく説明してくれた。寒川町では職員研修で文書館のことを説明しているとのことだが、職員一人ひとりが町の歴史を語れるようにしてほしい。
 - ▶研修時には、自分の仕事を時間の経過のなかで位置づけるようにすれば、仕事にやり甲斐をもつことができると話している。仕事に愛着を持って、次のステップとして郷土史を知ることにつなげてはどうかと考えている。
- 最近は大学でも「自校史教育」が盛んであるので、自治体も郷土史をテーマにした研修がもっと盛んであるべきであろう。

(2)平成 21 年度寒川文書館事業計画について

昨年12月に審議していただき決定済みの事業計画の概要を説明し、すでに6月までに実施済みの事柄、具体的な予定が決まった事柄などについて補足した。意見は以下のとおり。

- 新企画を次々と立ち上げ、意欲的に事業展開を行っているのは評価できるが、もっと大勢の町民に参加してもらうための工夫がもっと必要ではないか。
 - ▶広報、ホームページ、チラシでの PR は当然行っている。さらにタウン紙は意外と効果のある媒体である。自治会の回覧板が目につきやすいという指摘があったが、回数を増やすことに自治会の協力を得にくいのが難点である。
- 自治会の回覧板が難しければ、寒川神社の社報に同梱することも可能なので、検討してみてもどうか。

- 平成22年度の事業計画を練るにあたっては、公文書についてもっと重みを持たせるべきである。具体的には、「資料の収集・整理」の項の一部という扱いでなく、「公文書の受入・管理」という項を「館運営」などと同列にしてほしい。また、その中身として、公文書の目録化作業や、職員に対する周知という部分も現状では抜けているので、付け加えてほしい。

(3) その他

事業仕分けについて、前回昨年12月の審議会では、評価結果がでたことを報告したが、その後検討した町としての対応について説明した。当面、3年ほどは現状の体制を維持し、その間に公文書に軸足を置いた本来の公文書館としてのスタイルに移すという内容である。質疑は以下の通り。

○事業仕分け結果について、町職員からの反応はあるのか。

▶特に直接的な働きかけはない。ただし、今年の8月には緊急財政対策会議のヒアリングがあるなど、事業仕分け以外に内部での行政改革の動きがある。これに対しては、公文書管理法への対応など、文書館としてのスタンスを明確にしておく必要がある。

○文書館は町職員にとって重要でかつ便利な機関であるということを、さまざまな機会を通じてアピールする必要がある。公文書が将来の施策のために再利用できる資源であり、それを保証するのが文書館であるということを、強く主張すべきである。